

道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅡ

埼玉県弓道連盟
令和2年7月15日

埼玉県弓道連盟では、現在、「道場開館にともなう弓道稽古のガイドライン（5月26日）」を基本とした各道場の取り組みの中で、三密を避けながら徐々に稽古を開始したところです。手探りの状態の中にあっても会員各位の協力を得ながら不自由はありながらも比較的順調に弓道稽古が再開されていると考えています。

埼玉県においては5月28日に「イベントの開催の一部緩和について」を、6月4日に「施設使用停止等の協力要請の一部緩和について」を発表し、スポーツ施設の使用について、施設使用制限緩和の方向性を示しました。そこでは6月18日までの第一段階、7月9日までを第二段階、7月31日までを第三段階としています。第三段階ではコンサート・展示会・プロスポーツイベントの参加人数を5000人以下とすることとなります。

しかし、弓道の特性を考えるとこの指針を弓道稽古に直接あてはめることはできません。また現在、東京を中心とした首都圏で再びコロナウィルス感染者が増加傾向を見せてきています。以上の点から、現在は弓道稽古のガイドラインの基本線を変更する状況にはありません。

しかし、6月以降の各道場での練習方法の工夫によって、弓道稽古の場において三密が避けられ、道場によっては練習環境に余裕がある場合も出てきています。そこで、感染拡大防止の基本線を変えず、さらに埼玉全体として三密のリスクを減らすため、会員の練習環境改善（最適化）のために以下のように「道場開館にともなう弓道稽古のガイドライン（5月26日）」を改訂いたします。（赤字部分が改訂部分です）

各道場においては、趣旨をお汲みいただき、引き続き感染拡大防止に努めながら可能な範囲で練習環境の最適化を行って下さい。

なお、全国的な感染状況、埼玉の状況は日々変化しています。各支部・各道場においては普段に練習方法の改善を心掛けて下さい。

【 基本原則 】

- ・国の緊急事態宣言や県や各自治体による自粛要請が解除され、弓道場が開館されても9月末までは大会・講習会等は行わず、個人の稽古のみを行う。10月1日以降の対応については別途定める。
- ・10月1日以降の大会・講習会・審査再開のためのガイドラインは別途制定する。
- ・各自が所属する道場での稽古が十分に行えない状況がある場合は、支部内の他の道場での稽古も可とする（稽古を行うことになる道場が認める場合に限る【別紙参照】）。
ただし、稽古を行う道場での練習方法を厳守し、利用制限人数を超える場合には各道場に所属する会員の稽古を優先する。
- ・各自が所属する道場での稽古が十分に行えない状況がある場合は、埼玉県立武道館での稽古を可とする。ただし、県立武道館での稽古は埼弓連各道場に所属していない者を優先するように配慮する。また、埼玉県立武道館で定めたルールには従うこと。
（月例稽古・武道教室は9月に再開する。再開された場合は主催者の指示に従う。）
- ・現在、所属道場が改修工事等で使用できない連盟は、支部長と協議してその上で定められた道場を使用する。

- ・弓道場が開館された場合でも以下に該当する者は稽古を行わない。
 - ① 体調がよくない場合（発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚障害などの症状がある場合）
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③ 過去 14 日以内に外国から帰国した場合
 - ④ 「過去 14 日以内に外国から帰国した方」と濃厚接触がある場合
- ・稽古を行う場合は道場に備え付けるノートに、氏名、連絡先（電話番号）、稽古を行った日時を記録する（記載された個人情報は必要がある場合は保健所等に提供される）。
- ・稽古を行った後に感染が判明した場合、当該会員（本人からの連絡が難しい場合は同居家族等連絡ができる者）はただちに所属道場責任者にその旨を伝える。所属道場責任者は必要な情報を埼弓連会長、所属支部長、保健所に伝える。
- ・稽古を行った者の中から感染者が出た場合には、ただちに道場での稽古を中止する。
- ・感染者が出た場合のその後の処置（消毒、再開時期の決定等）については、保健所及び施設管理者の指示に従う。

【 道場利用方法 】

道場の広狭、会員数等を考慮しながら三密の状態が発生しないように道場利用方法を定める。その際、以下のようない点を考慮する。

- 1、6月以降の稽古再開の状況を考慮し、施設と協議した上で利用制限人数を定める。
(施設の了解が得られる場合は利用制限人数を増やすことも可とする)
(的間隔はできるだけ 1. 8 メートル以上を保つ)
(利用制限人数を超える利用者が来場した場合は、後から来た者が練習開始時間を遅らせる等の配慮をする)
(他の道場からの利用者がいる場合は、当該道場所属の会員を優先する)
 - 2、週あたりの道場利用回数は各道場の状況に応じて定める。
(道場利用回数を現在より増やすことも可とする)
- 3、1日を午前・午後・夜間（可能であれば 9 時～12 時、12 時～15 時、15 時～18 時などのように）と分け、利用者の利用時間調整を行う。
*会員の住所により練習時間を振り分ける等の工夫も行う。
- 4、1日あたり 1 回の利用とし、1回の利用時間は 1～2 時間以内とする。
- 5、休日の利用は平日に利用できない方のみ（平日に勤務がある方など）とする。
- 6、平日夜間の利用は平日日中に利用できない方のみとする。
- 7、練習を行う場合はノートに、氏名、連絡先（電話番号）、練習時間を記入する。
- 8、手洗い場には石鹼を用意する。タオルは設置せず各自が持参する。
- 9、できれば道場内にアルコール消毒液を用意する。
- 以上の点を組み合わせた利用方法を決め、会員に周知する。（掲示も行う）

稽古を行う場合の留意点

- 1、家で着替えてくることで更衣室を利用しなくて済むようにする。
 - 2、出入口、窓を開放した状態で稽古を行い、不必要に道場内の各所に触らないようにする。
- 3、マスクを持参し、控えではマスクを着用することを原則とする（当日の気温・湿度等により健康に配慮して実施する）。稽古の際には熱中症に注意してマスクをはずし

ての稽古も可とする。

- 4、原則として指導は行わず、依頼されて指導を行う場合もマスクを着用し、離れた場所から口頭で行う。
- 5、必要以外の会話は行わない。
- 6、他人の私物・弓具に触らない。(筆粉・ギリ粉は共用しない、矢取りは各自が行う)
- 7、初心者であっても弓具を共用しないようにする。
- 8、練習開始前後には手洗い・うがいを行い、以後も矢取などの機会にこまめに行う。
- 9、稽古中に限らず、準備・片付け等においても三密を避けることを心掛ける。
- 10、的張りの回数をできるだけ少なくするため、まとめて行う等の工夫を行う。
- 11、ゴミは各自が持ち帰る。
- 12、矢拭きタオルは、毎日交換する。
- 13、行射と行射の間に待機する場合は、相互の間隔を十分にとる。

【 ガイドラインに関わる連絡事項 】

- *高校生が通常の練習場所（学校の弓道場など）以外での練習を行わないように、高体連に各校への連絡をお願いしてあります。ただし、学校内に道場がない学校もありますので、各道場に練習場所提供の要請があった場合には可能であれば対応して下さい。
- *高校部活動は 6 月 22 日に再開しています。高校施設を利用している連盟は支部長と相談の上、各校に連絡を取って施設利用について協議して下さい。
- *大宮公園弓道場の利用は可としますが、利用人数は同時間帯で 20 名以内、控室の使用禁止、など施設が定めた利用方法を遵守して下さい。
- *練習方法を決める際に迷った場合には支部長の先生を中心に協議して下さい。
- *各連盟・各支部に様々な条件の違いがありますが、原則に沿った上で、工夫をして下さい。その際は支部長の先生方を中心に協議をして下さい。
- *練習方法における制限の緩和が行われるように見えますが、これは従前通り（コロナ以前）の練習を可とするものではありません。埼玉は依然として毎日のように感染者が発生している状況です。常に「感染させない」「感染しない」を徹底するためには何ができるか考えて下さい。もっとも大切な部分は同時間帯での人数制限です。まだまだ不自由が続きますが、お互いのご協力をお願いします。

*今後の段取りは

- 1 連盟（道場）ごとに練習方法（弓道場利用方法）を定める（改定する）。
 - 2 道場が公的施設である場合は、施設管理者と道場利用方法について協議する。
 - 3 会員に利用方法について周知する。
 - 4 弓道場利用方法、その他注意事項を道場内の見やすい箇所に掲示する。
 - 5 7月中旬以降、準備ができた段階で新しい弓道場利用方法で練習を再開する。
- *道場責任者は常に道場の利用状況を確認し、今後も練習方法を改善するなど必要に応じて適切な措置をとって下さい。

今回のガイドライン改訂で道場使用制限は一部緩和されるように見えますが、このことは単なる「緩和」ではなく、ましてやコロナウィルス感染症流行以前の状態に戻すということではありません。「コロナ後の新しいあり方」を模索するものです。現在も「緊急事態宣言」は続いているという気持ちで行動することが大切であることを肝に銘じて下さい。